

## 追浜駅交通結節点事業計画検討会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「追浜駅交通結節点事業計画検討会」(以下、「検討会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 検討会は、京浜急行電鉄追浜駅前(以下、「追浜駅前」という。)における地域交流拠点形成に向け、関係機関連携のもと、追浜駅周辺の交通結節点機能の強化・改善等に向けた事業計画の具体化を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 検討会は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- (1) 事業計画に係る検討
- (2) その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第4条 検討会は、第2条の目的を達成するため、各有識者、各行政機関、各関係民間事業者等をもって組織し、委員の構成は別紙のとおりする。

2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。
3. 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、事業計画の策定が完了するまでとする。

## (座長)

第6条 検討会の座長は、検討会委員の中から互選により充てる。

2. 座長は、検討会の会務を総括する。
3. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 座長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
5. 座長は、やむを得ない事由により検討会の会議の開催が困難な場合においては、資料等を委員、当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し、それをもって検討会の開催に代えることができる。

(検討会の運営)

第7条 検討会は、第3条に規定する事項を検討するため、必要に応じ、事務局が招集する。  
2. 検討会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(検討会の公開)

第9条 この検討会は、非公開で行うものとする。なお、公開の必要がある場合には、検討会の承認をもって行うものとする。

(検討会資料・議事概要の公表)

第10条 検討会における資料及び議事概要は、検討会終了後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 検討会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。  
2. 事務局は、横須賀市経営企画部まちづくり政策課、及び国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所調査課に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、検討会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

本規約は、令和2年9月10日から適用する。